

平成18事業年度
事業報告書

自平成18年 4月 1日
至平成19年 3月31日

独立行政法人 日本学生支援機構

***** 目 次 *****

I 独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. 事業等の内容	1
2. 事業所の所在地	5
3. 資本金の状況	5
4. 役員の状況	5
5. 役職員数	6
6. 設立根拠法	6
7. 主務大臣	6
8. 政策企画委員会	7
9. 評価委員会	8

II 日本学生支援機構の業務実績

1. 当該年度の事業の実施状況	9
(1) 奨学金貸与事業	9
① 奨学金の貸与	9
② 奨学生の補導	10
③ 返還金の回収	11
④ 返還の免除	14
⑤ 機関保証制度	14
⑥ 寄附金	15
⑦ 諸手続きの改善・効率化	15
(2) 留学生支援事業	15
① 国際奨学関連	15
② 宿舎の整備	17
③ 日本留学試験の実施	19
④ 留学生交流推進事業	19
⑤ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ	23
⑥ 留学情報の提供等	24
⑦ 日本語教育の実施	26

(3) 学生生活支援事業	27
① 研修事業	27
② 学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業	27
③ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付	29
④ 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究	29
2. 借入金の状況	32
3. 運営費交付金の状況	32
4. 施設整備費補助金の状況	32
5. 政府交付金の状況	33
6. 国庫補助金等の状況	33

別表 1	学種別奨学金貸与状況
別表 2	奨学金の貸与月額
別表 3	奨学生の補導状況
別表 4	返還金の回収状況等
別表 5	奨学金返還免除額
別表 6	研修事業一覧
別表 7	支部別体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況
別表 8	障害学生修学支援関係セミナー等実施状況
別表 9	借入金、運営費交付金及び国庫補助金等の状況（実績）
[参考]	事業資金内訳等の推移（実績）

I 独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. 事業等の内容

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づいて設立され、「教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」を目的としている。（独立行政法人日本学生支援機構法第3条・一部略）

主な業務は、学生等への学資の貸与、留学生への学資の支給その他必要な援助、留学生寄宿舎や留学生交流の拠点となる施設の設置運営、日本留学試験の実施、日本語教育、留学生宿舎の設置者等への助成金支給、留学生交流推進のための催しや情報・資料の収集・提供等の実施、大学等の学生生活支援担当教職員に対する専門的・技術的な研修や学生生活支援関連情報の収集・提供等の実施、学生等の修学環境整備の方策に関する調査研究等である。（独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項・要旨）

(1) 学生等への学資の貸与

① 資金

機構の事業資金は、国の一般会計・財政融資資金からの借入金及び財投機関債（「日本学生支援債券」）の発行により金融市場から自己調達した資金並びに奨学生であった者からの返還金で構成されている。

なお、高等学校・専修学校高等課程の生徒を対象とした奨学金に関しては、平成17年度入学者から段階的に事業移管し、高等学校等奨学金事業交付金により各都道府県が実施することとなった。

② 奨学金の貸与

ア 奨学金の種類

奨学金には、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金とがある。

第一種奨学金は、高等学校・短期大学・大学・大学院（専門職大学院を含む。）・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する学生及び生徒（高等学校及び専修学校高等課程については、平成16年度以前の入学者のみ）を対象とし、第二種奨学金は、短期大学・大学・大学院・高等専門学校（4・5年）・専修学校（専門課程）及び海外へ留学する学生を対象（平成18年度からは国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学する学生も対象）としている。

第一種奨学金は、特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与し、第二種奨学金は、第一種奨学金より緩和された基準によって選考された者に貸与する。

イ 奨学生の採用

学校長の推薦を受けた申込者について、機構が人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして選考のうえ採否を決定している。

ウ 奨学生の募集及び申込

奨学生の募集は、原則として毎年春に在学する学校を通じて行うこととしている。

なお、進学前に奨学生採用候補者として募集、選考、決定し、進学後、奨学生として採用する予約採用の制度をあわせて実施している。

③ 奨学生の補導

在学中は奨学生として勉学に励みながら充実した学生生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、学校の協力を得て適格認定の実施などにより奨学生の補導に努めている。

④ 返還金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦又は月賦・半年賦併用等の割賦により、原則として郵便局又は銀行・信用金庫・労働金庫の口座から自動引落としの方法で返還金を回収している。

⑤ 返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の一部又は全部の返還を願い出により免除することができる。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部を免除することができる。（平成16年度採用者より適用）

⑥ 機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようになることを目的に、平成16年度に発足した。学生は奨学金を申し込むときに、機関保証と従来の人的保証とのいずれかを任意に選ぶことになる。

(2) 留学生への学資の支給その他必要な援助

① 私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生又は我が国の日本語教育機関に在籍する就学生で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対し学習奨励費を給付する。

② 短期留学推進制度

我が国の大学が諸外国の大学との学生交流に関する協定等に基づき行う学生の受入れ及び派遣を支援する短期留学推進制度を実施する。

受入れについては、外国の大学から短期間（3か月以上1年以内）留学生を受け入れる場合、当該学生に奨学金及び留学準備金を支給し、派遣については、我が国の学生を短期間（3か月以上1年以内）派遣する場合、当該学生に奨学金を支給する。

③ 先導的留学生交流プログラム支援制度

我が国の複数の大学が留学生交流を目的として形成する連合体（コンソーシアム）が、同じくコンソーシアムを形成する外国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う先導的な留学生交流プログラムにより、我が国の大学から外国の大学に派遣される留学生に対して、当該派遣に係る奨学金及び往復渡航旅費を給付する。

④ 外国人留学生に対する医療費補助

外国人留学生が、日本国内の医療機関で診療を受けた場合、本人が支払った医療費（健康保険法に基づく算定）の一部を補助する。

⑤ 文部科学省及び外国政府から委託されて実施する事業その他の援助

ア 国費外国人留学生（文部科学省が選抜した留学生）への給与（奨学金）給付業務を行うほか、新規渡日する国費外国人留学生（大使館推薦）を出迎え、渡日一時金の給付、オリエンテーションの実施及び受入れ大学等へ送り出すための手配を行う。

イ 日本政府と韓国政府との共同事業として実施する日韓共同理工系学部事業において、渡日一時金及び奨学金の給付業務を行う。

ウ 外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口となり、募集・選考業務に協力する。

(3) 施設の設置及び運営

① 外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館を、また、東京に東京国際交流館を設置し、良質で低廉な宿舎を提供するとともに、在館留学生相互の交流並びに入居者、その他の学生、地域住民及びボランティア等との国際交流を深めるための事業を実施する。

② 各国際交流会館及び東京国際交流館にカウンセラーやレジデント・アシスタントを配置して、外国人留学生等の生活上・学業上の相談に応じる。

(4) 日本留学試験

外国人留学生として、我が国の大学（学部）等に入学を希望する者に対し、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的とした日本留学試験を実施する。

(5) 日本語教育

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の高等教育機関へ進学を希望する外国人留学生に対して、日本語及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施する。

(6) 外国人留学生の宿舎に関する助成金の支給

① 良質で低廉な宿舎の建設を進めるため、地方公共団体、公益法人、学校法人等が行う留学生宿舎の建設に対し、その費用の一部を負担する留学生宿舎建設奨励事業を実施する。

② 外国人留学生の宿舎を安定的に確保するため、適切な民間宿舎を開拓し、家主との間に指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、家主に対して指定契約金を交付する留学生指定宿舎制度を実施する。

(7) 留学生交流の推進を図るための事業

① 留学情報センター

東京及び神戸に留学情報センターを設置し、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、情報提供及び留学相談を行うとともに、アジア地域（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国）に海外事務所を設置し、日本留学に関する情報提供及び留学相談等を行う。

さらに、国内外の留学希望者等を対象に、海外において「日本留学フェア」「日本留学説明会」を、国内において「海外留学フェア」「海外留学説明会」及び「外国人学生のための進学説明会」を開催する。

② 留学生交流推進事業

国際大学交流セミナー、留学生等合同セミナー等の交流事業を実施するほか、外国人留学生と日本人学生との交流及び留学生地域交流の支援事業を実施する。

③ 国際交流事業等

「国際研究交流大学村」の拠点の一つとしての東京国際交流館において、国際シンポジウム、国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施する。

また、多様な知的交流の場を提供することを目的として、東京国際交流館「プラザ平成」の施設（国際交流会議場、メディアホール等）を一般の利用に供する。

④ 帰国した外国人留学生に対する支援

我が国での留学を終え、帰国した外国人留学生及びその指導教員等に対して、帰国外国人留学生短期研究制度、帰国外国人留学生研究指導事業の実施及び専門領域の研究を進めていくために必要な専門誌・学会誌等の送付を行う。

また、帰国外国人留学生に対する効果的なフォローアップ施策として継続的な情報提供を実施していく。

(8) 研修並びに情報及び資料の収集、整理及び提供

① 研修事業

大学等の学生生活支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を、全国又は地域ごとに実施する。

② 学生生活支援関連情報の収集・提供等事業

大学等における学生生活支援の充実に資するために、各種学生生活支援に関する有益な情報・資料を収集・整理するとともに、学生支援情報データベースの構築及び出版物・ホームページ等各種メディアを通して情報の提供等を行う。

(9) 調査及び研究

学生の生活実態等に関する調査研究、精神又は身体に障害のある学生等への支援に関する調査研究等を実施する。

2. 事業所の所在地

- ① 本部 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3
電話 045-924-0360～2
- ② 市谷事務所 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
電話 03-3269-4261 (大代表)
- ③ 駒場事務所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
電話 03-6407-7454 (留学生事業計画課)
- ④ 落合事務所 〒161-0034 東京都新宿区上落合1-17-1
電話 03-3951-9100 (学生生活計画課)
- ⑤ 奨学事業相談センター 〒161-0034 東京都新宿区上落合1-17-1
〒460-0013 愛知県名古屋市中区上前津2-1-30上前津ビル内
〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町1-31
電話 0570-03-7240 (ナビダイヤル)
- ⑥ 留学情報センター 〒135-8630 東京都江東区青海2-79
電話 03-5520-6111
神戸サテライト 〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8
電話 078-242-1745
- ⑦ 日本語教育センター 〒169-0074 東京都新宿区北新宿3-22-7
電話 03-3371-7265 (代表)
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
電話 06-6774-0033
- ⑧ 東京国際交流館 〒135-8630 東京都江東区青海2-79 国際研究交流大学村内
電話 03-5520-6001
- ⑨ 支部 北海道・東北・関東甲信越・北陸・東海・京都・大阪・中国・四国・九州の10支部
支部事務所 大阪支部神戸事務所・九州支部大分事務所の2事務所
- ⑩ 海外事務所 マレーシア (クアラルンプール)、タイ (バンコク)、インドネシア (ジャカルタ)、韓国 (ソウル) の4か所

3. 資本金の状況

機構の資本金は、1億円で、国がその全額を出資している。

(単位：千円)		
平成17年度末	平成18年度末	前年比増減
100,000	100,000	—

4. 役員の状況

役員の定数は、理事長1人、理事4人以内及び監事2人である。理事長及び監事は文部科学大臣が任命し、理事は理事長が任命する。

平成19年3月末現在の役員は、次のとおりである。

区分	氏名	任期	略歴
理事長	北原 保雄	平成16年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和59年9月 筑波大学文芸・言語学系教授 平成10年4月 筑波大学長
理事	沖吉 和祐	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成8年7月 北海道大学事務局長 平成9年11月 筑波技術短期大学副学長 平成14年1月 日本育英会理事
理事	長谷川 裕恭	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	平成13年7月 東京工業大学事務局長 平成14年11月 東北大学事務局長 平成16年4月 (独)大学評価・学位授与機構理事
理事	簗島 則和	平成18年7月10日～ 平成20年3月31日	平成10年3月 <small>ニッセイ投資顧問(株) [現ニッセイアセットマネジメント(株)]</small> 取締役 平成13年3月 同社、常務取締役 平成15年6月 常任監査役
理事	大貫 賢一	平成19年1月1日～ 平成20年3月31日	平成15年4月 日本育英会総務部長 平成16年4月 日本学生支援機構総務部長 平成18年1月 日本学生支援機構参与(兼)支部総括室長
監事	安江 國浩	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成10年11月 早稲田大学理事(兼) 人事部長 平成12年11月 早稲田大学常任理事 平成14年12月 日本育英会監事
監事	中野 陽一	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和49年 新和監査法人(現あずさ監査法人)勤務 平成元年 中野公認会計士事務所開設

*平成18年度途中の退任者

理事	藤田 貢	平成18年4月1日～ 平成18年7月9日	平成10年6月 東京電力(株)本店業務管理部長 平成13年6月 東京電力(株)理事兼本店総合研修センター所長 平成14年12月 日本育英会理事
理事	大浦 道徳	平成18年4月1日～ 平成18年12月31日	平成12年2月 日本育英会企画広報部長 平成14年4月 日本育英会総務部長 平成15年4月 日本育英会理事

(注) 任期途中の退任者は、退任年月日を記載した。

5. 役職員数

定員は役員7人、常勤職員526人である。平成19年3月末現在では役員7人、常勤職員505人となっている。中期計画の終了する平成20年度末には常勤職員を500人まで抑制する見込みである。

6. 設立根拠法

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づいて設立された独立行政法人である。

7. 主務大臣

機構は、文部科学大臣が所管する。文部科学大臣は、理事長及び監事の任命権をもつほか、中期目標を定め、さらに中期計画の認可、財務諸表の承認、業務方法書の制定改廃の認可等を行う。

なお、文部科学大臣が上記の承認、認可を行う場合、一定の事項については財務大臣と協議しなければならないこととされている。

8. 政策企画委員会

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言するため、機構に政策企画委員会を置いている。

平成18年度の開催状況は次のとおりである。

① 第5回政策企画委員会

期 日：平成18年4月12日（水）

場 所：東京ガーデンパレス

議 題：（1）留学生交流について
（2）その他

② 第6回政策企画委員会

期 日：平成18年9月14日（木）

場 所：グランドヒル市ヶ谷

議 題：（1）平成19年度概算要求について
（2）日本学生支援機構が行う留学生支援事業に関する意見（案）について
（3）学生生活支援事業について
（4）その他

③ 第7回政策企画委員会

期 日：平成19年2月14日（水）

場 所：グランドヒル市ヶ谷

議 題：（1）日本学生支援機構の平成19年度予算及び独立行政法人等の見直しについて
（2）学生生活支援事業について
（3）その他

委員の構成は次のとおりである。（任期：平成18年4月1日～平成20年3月31日）

アグネス・チャン（歌手・エッセイスト・教育学博士）

荻野 アンナ（慶應義塾大学文学部教授・作家）

小林 陽太郎（富士ゼロックス株式会社相談役最高顧問）

柴崎 信三（株式会社日本経済新聞社論説委員兼編集委員）

鈴木 正人（社団法人日本経済団体連合会常務理事）

曾野 綾子（作家）

長田 豊臣（学校法人立命館理事長）

中津井 泉（株式会社リクルート「カレッジマネジメント」編集長）

福田 誠（社団法人全国地方銀行協会副会長・専務理事）

松尾 稔（財団法人科学技術交流財団理事長）

牟田 泰三（広島大学長）

矢野 眞和（東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授）

（50音順・敬称略）

9. 評価委員会

機構の管理運営に関する事及び独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に定められた業務の実績について必要な評価を行うため、評価委員会規程に基づき、評価委員会を置いている。

平成18年度の開催状況は次のとおりである。

① 第1回評価委員会

期 日：平成18年6月15日（木）

場 所：日本学生支援機構市谷事務所役員会議室

議 題：平成17年度業務実績に関する項目別評価の評定について

② 第2回評価委員会

期 日：平成19年2月28日（水）

場 所：日本学生支援機構東京国際交流館プラザ平成会議室1

議 題：平成18年度業務実績に係る評価の観点(評価指標)の決定について

委員の構成は次のとおりである。（任期：平成18年4月1日～平成20年3月31日）

蟻川 芳子 （日本女子大学副学長）

石川 正興 （早稲田大学法学部教授）

白井 淳一 （信金ギャランティ株式会社代表取締役社長）

平野 眞一 （名古屋大学総長）

松本 香 （公認会計士・税理士）

渡辺 三枝子 （筑波大学特任教授キャリア支援室長）

（50音順・敬称略）

II 日本学生支援機構の業務実績

1. 当該年度の事業の実施状況

(1) 奨学金貸与事業

① 奨学金の貸与

ア 貸与実績

(ア) 平成18年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせて貸与人員98万4,297人、貸与金額7,809億7,769万円であったが、貸与実績は下表のとおり、貸与人員100万9,453人、貸与金額7,817億8,736万円であった。

このうち新規に奨学金を貸与した人員は35万4,058人で、第一種奨学金は11万5,321人(32.6%)、第二種奨学金は23万8,737人(67.4%)である。

区 分		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
貸与人員	第一種奨学金	人 (45.3%) 425,063	人 (44.9%) 418,465	人 (41.0%) 395,725	人 (41.0%) 401,297	人 (37.8%) 372,247	人 (37.4%) 377,456
	第二種奨学金	(54.7%) 512,438	(55.1%) 512,727	(59.0%) 569,962	(59.0%) 576,939	(62.2%) 612,050	(62.6%) 631,997
	計	(100.0%) 937,501	(100.0%) 931,192	(100.0%) 965,687	(100.0%) 978,236	(100.0%) 984,297	(100.0%) 1,009,453
貸与金額	第一種奨学金	千円 (36.9%) 252,693,202	千円 (37.7%) 248,757,430	千円 (34.2%) 254,014,939	千円 (34.8%) 252,245,427	千円 (32.4%) 253,137,670	千円 (32.3%) 252,424,304
	第二種奨学金	(63.1%) 431,586,307	(62.3%) 411,170,403	(65.8%) 487,900,117	(65.2%) 472,745,569	(67.6%) 527,840,021	(67.7%) 529,363,060
	計	(100.0%) 684,279,509	(100.0%) 659,927,833	(100.0%) 741,915,056	(100.0%) 724,990,996	(100.0%) 780,977,691	(100.0%) 781,787,364

(注) 1. 各欄上段()内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。

2. 高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした第一種奨学金については、平成17年度入学者から段階的に各都道府県に事業移管している。上表には日本学生支援機構実施分のみを計上しており、各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金は以下のとおりである。

平成17年度・・・41,488人、9,125,947千円

平成18年度・・・82,974人、18,963,117千円

3. 平成18年度における第二種奨学金は、奨学金適格者が計画を上回ったため、貸付回収金の増収分を充当した。

平成18年度の学種別の奨学金貸与状況及び貸与月額については、別表1「学種別奨学金貸与状況」及び別表2「奨学金の貸与月額」のとおりである。

(イ) 新規貸与人員のうち、進学の前年度に奨学金採用候補者(15万1,446人、うち第一種奨学金3万4,000人、第二種奨学金11万7,446人)として決定し、進学とともに奨学生として採用する「予約採用制度」による採用者は12万1,542人(第一種奨学金2万8,919人、第二種奨学金9万2,623人)であった。

(ウ) また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は2,465人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は2,976人であった。

(エ) 平成15年度より、入学時の需要に対応し、入学月の貸与月額に30万円を増額して貸与する制度（入学時特別増額貸与奨学金）が第二種奨学金において創設され、平成16年度より第一種奨学金申込者も申請可能になった。平成18年度の採用実績は4万2,727人、128億1,810万円であった。

イ 事業費の財源

平成18年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

奨 学 金 の 財 源

(単位：千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(40.7%) 101,284,186	(36.2%) 91,360,352	(32.2%) 81,336,138
	貸付回収金充当	(59.3%) 147,473,244	(63.8%) 160,885,075	(67.8%) 171,088,166
	計	(100.0%) 248,757,430	(100.0%) 252,245,427	(100.0%) 252,424,304
第二種奨学金	財政融資資金	(74.6%) 306,700,000	(71.3%) 337,100,000	(65.6%) 347,300,000
	日本学生支援債券	(18.5%) 76,000,000	(23.3%) 110,000,000	(22.1%) 117,000,000
	貸付回収金充当	(6.9%) 28,470,403	(5.4%) 25,645,569	(12.3%) 65,063,060
	計	(100.0%) 411,170,403	(100.0%) 472,745,569	(100.0%) 529,363,060

(注) 1. 各欄上段()内は第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。

2. 高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした第一種奨学金については、平成17年度入学者から段階的に各都道府県に事業移管している。上表には日本学生支援機構実施分のみを計上しており、各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金は以下のとおりである。

平成17年度・・・9,125,947千円、平成18年度・・・18,963,117千円

② 奨学生の補導

ア 適格認定の電子情報化及び奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を確保するため、奨学生から「適格認定奨学金継続願」の提出を求め、その際奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施している。

平成18年度に、最高学年の者を除いた10月時点貸与中奨学生を対象として、適格認定を従来の書類による処理から電子情報化し、インターネットを通じて実施した。

具体的には、各学校と機構との間でインターネットを通じ、個々の奨学生の継続願、各学校における適格認定の際の認定基準の適用及び認定結果を相互に送受信することにより、

継続願の提出と認定基準の適切な運用を機構がチェックすることが可能となり、これにより奨学金継続者の確定作業の厳正化を図った。

適格認定手続きの電子情報化の結果、継続者が迅速に確定されることにより、従来5月に交付していた4月分奨学金を、4月に交付することが可能となった。

また、「適格認定奨学金継続願」による適格認定以外でも、奨学生として適格性に問題があると認定される事由が生じた場合は、規定に従い、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はない。）又は激励の処置を行うこととしている。

（参考）平成18年度の適格認定の実施状況

平成18年度実績（689,772件中）	
奨学金廃止（留年者等）	7,107件（1.0%）
奨学金停止（学業成績不振者等）	8,022件（1.2%）
警告（学習評価が著しく劣る者等）	8,195件（1.2%）
激励（学習評価が劣る者）	27,982件（4.1%）
合計	51,306件（7.4%）

なお、従前の受領資格確認制度（平成11年度以前採用の第一種奨学生、平成10年度以前採用の第二種奨学生）における審査対象数4件（処置数1件）を含む奨学生の補導状況に関しては、別表3「奨学生の補導状況」のとおりである。

イ 寄附金事業

財団法人中島記念国際交流財団からの助成を受けて、「育英友の会」との共催により、「留学生・奨学生地域交流集会」を実施した。

この事業は、地域における外国人留学生・日本人学生・高等教育機関関係者等間の交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的に、夏休み期間を利用して実施するものであり、平成18年度には、全国6か所において、408人の日本人学生、外国人留学生が参加した。

ウ その他の補導事業

新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設している。

また、東京・名古屋・大阪の3地区の奨学事業相談センターにおいて、全国共通のナビダイヤルにより奨学金の貸与や返還に関する相談に対応している。

③ 返還金の回収

ア 返還及び貸与債権の状況

（ア）平成18年度における返還金の回収及び貸与債権の状況については、別表4-1「1返還及び貸与債権の状況」のとおりである。

平成18年度の返還状況については、平成19年3月末現在、返還を要する人員203万人のうち28万1千人（13.8%）が返還の履行を怠り、その結果、返還すべき金額2,855億円のうち614億円（21.5%）は未返還となっている。

(イ) 平成18年度の貸与債権の状況については、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせた貸与金残高4兆7,243億円で、このうち返還を要する債権額は2兆8,503億円となっている。

一般的に金融機関で「リスク管理債権」と定義される3月以上の延滞債権額は2,074億円、6月以上の延滞債権額に限っても1,508億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合も3月以上が7.3%、6月以上が5.3%に達している。

要返還債権のうち1日以上の延滞債権の占める割合が平成18年度においては、人員で13.0%、金額で11.5%となっており、平成17年度と比較して、人員で0.2ポイント改善している。

(ウ) 平成18年度における学種別の延滞状況については、別表4-2「2 学種別延滞率(人員)」のとおりである。

第一種奨学金の延滞率が15.0%、第二種奨学金の延滞率が11.8%、第一種・第二種奨学金の計が13.7%であり、平成17年度と比較してそれぞれ、0.1ポイント増、0.1ポイント減、0.2ポイント減となった。

イ 回収の方法

(ア) リレー口座等

返還金は、口座振替(以下「リレー口座」という。)及び払込通知書による請求の方法により回収している。

リレー口座は、返還業務の効率化と回収成績の向上を目的として平成7年に制度が導入された。平成18年度におけるリレー口座加入状況は、別表4-2「3 リレー口座加入状況」のとおりである。平成18年度末現在の加入者数は178万8千人で、加入率は加入対象者212万2千人の84.3%(新規卒業者は95.3%)に達しており、返還金回収の中心的な役割を果たしている。

口座からの振替は、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によって行っているが、毎月約5.4%程度の振替不能が発生している。

一方、リレー口座制度全員加入対象者(平成10年3月卒業者から原則全員加入)以前の返還者のうち、無延滞者に対する払込通知書による請求については、本人が指定する期日に延べ21万8千件送付して返還金の回収を行っている。

(イ) 延滞者に対する回収

i 延滞者(28万1千人)に対して、払込通知書及び督促状を延べ91万9千件送付し、延滞者の連帯保証人及び保証人に対して、払込通知書や延滞解消を促す文書を延べ54万1千件送付した。なお、リレー口座振替不能者に対しては、延滞3月の延滞者の保証人に延滞解消を促す文書や督促架電を実施し、請求の早期化を図った。

ii 督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者10,498件に対して、配達証明郵便により支払督促申立予告書を発送した。また、1,181件に対しては「支払督促申立」を行い、418件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。さらに、すでに債務名義を取得した者のうち23件に対しては「強制執行予告」を行った。

ウ 返還促進のための措置

(ア) リレー口座への加入促進を図るため、リレー口座未加入者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促通知の送付（延べ8万6千件）、連帯保証人へ加入督促通知の送付（延べ8万件）及び未加入者に対する加入督促架電（8月から9月・2月・3月、延べ8万7千件）を実施した。

(イ) リレー口座の口座振替が不能となった者に対する督促は、振込不能1から6回目の者に対する督促架電（4月から3月まで、延べ93万件）を夜間（午後5時から9時）及び休日を中心に実施した。

(ウ) 払込通知書による返還者に対して、督促架電を実施した。

（6・9・12・1・3月、延べ9万8千件）

(エ) リレー口座加入者のうち、長期振替不能者に対する督促架電を実施した。

（6・9・12・1・3月、延べ21万1千件）

(オ) リレー口座未加入延滞者（未入金者）に対し、加入及び督促架電を実施した。

（6・12・1・3月、延べ5万7千件）

(カ) 延滞9月・12月の返還者に対し、新たに外部委託により督促架電を実施した。

（12月から3月、延べ6千件）

(キ) 住所不明者に対する住所調査（延べ15万2千件）を実施した。

(ク) 平成18年11月から平成19年1月までの間、平成17年度末において①延滞1年以上2年未満で入金履歴のない者、②延滞8年以上15年未満で入金履歴のない者、③延滞8年以上9年未満で過去1年以上2年未満に入金があった者、④延滞8年以上9年未満で過去2年以上3年未満に入金があった者及び延滞4年以上8年未満で過去1年以内に入金がない者（4,011件）を対象に、債権回収の委託を実施した。

また、平成19年2月に①延滞2年以上3年未満で入金履歴のない者、②延滞4年以上8年未満で過去1年以内に入金のない者③延滞4年以上8年未満で入金履歴のない者に対しても追加実施した。

（参考）債権回収業者による回収状況

平成18年11月実施

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
4,011件	3,000,231千円	1,172件 (29.2%)	155,323千円 (5.2%)	85件 (2.1%)	1,257件 (31.3%)

債権回収業者の委託手数料：回収委託の対象者の延滞状況により回収金額の17%又は20%、猶予取次ぎ1件に対して300円の手数料及び消費税であった。

平成19年2月実施

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
3,026件	1,436,840千円	445件 (14.7%)	63,657千円 (4.4%)	44件 (1.5%)	489件 (16.2%)

債権回収業者の委託手数料：回収委託の対象者の延滞状況により回収金額の3%又は6%、猶予取次ぎ1件に対して100円の手数料及び消費税であった。

エ 返還意識の涵養のための措置

- (ア) 卒業を控えた奨学生に対して、返還の重要性・返還に伴う諸手続きについて説明するため大学等が実施する返還説明会のうち、229校に対して職員を派遣し、その充実を図った。
- (イ) 新たに、新規卒業生で平成18年度から返還を開始する者に対して、出身学校長と機構理事長の連名の文書「日本学生支援機構奨学金の返還開始のお知らせ」を機構より発送した。(7月、18万7,103件)
- (ウ) 大学等に対して「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」文書を発送し(6月、3,907校)、在学中からの返還意識の涵養に努めた。また、大学等に対して「延滞率及びリレー口座加入率のお知らせ」を発送した。(9月、3,467校)

④ 返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができる。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合に奨学金の全部又は一部が免除される。なお、大学院奨学生を対象とした、教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成16年度以降の採用者から廃止となった。

これらの措置により、平成18年度において返還を免除した額は、第一種奨学金199億4,124万円、第二種奨学金7億1,045万円、計206億5,169万円であった。

返還免除の状況は、別表5「奨学金返還免除額」のとおりである。

⑤ 機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすることを目的に、平成16年度に機関保証制度を創設した。

学生は奨学金を申し込むときに、従来の連帯保証人・保証人を立てる人的保証制度か、一定の保証料を保証機関に支払うことで保証機関の保証が得られる機関保証制度のどちらかを選択する。加入は任意で、どちらを選択するかは学生の自主的判断による。奨学生であった者が指定期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わって残った奨学金の額を一括返済し(代位返済)、その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済の請求を行う。

平成18年度の本制度への加入状況は下表のとおりである。

	機関保証加入者数(件)……A	新規貸与人数(件)……B	A/B (%)
第一種奨学金	28,161	112,040	25.1
第二種奨学金	76,580	251,003	30.5
計	104,741	363,043	28.9

(注) 保証の変更者は含まない。

平成18年度の代位弁済状況は下表のとおりである。

	件数	金額（千円）
第一種奨学金	4	1,637
第二種奨学金	7	5,818
計	11	7,455

⑥ 寄附金

奨学生であった方や一般の篤志家等から機構に寄附された金額は、平成18年度は、18,550万円であった。

この寄附金の一部を活用し実施する「優秀学生顕彰事業」は、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績を挙げた者に対して、これを奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的としたものであり、平成18年度は47校から80名の推薦があり、51名を顕彰した。なお、機構への寄附金は、個人・法人ともに税制上の優遇措置が認められている。

⑦ 諸手続きの改善・効率化

満期予定者名簿等の電子情報化については、電子データファイルを機構ホームページより大学等がダウンロードできる仕組みを完成した。

平成14年度より情報総合管理システム「イクシス」を稼働させ、大学等・奨学生・返還者等に対するサービス向上、業務処理の効率化及び事務の適切かつ円滑な処理の実現を図っている。このシステムのうち、インターネットによる奨学金の申込みを「スカラネット」と称している。

奨学金申込み時における「スカラネット」入力項目については、申請手続きの簡素化・迅速化により利用者の利便性向上を図るため、一部入力項目を削減した。

スカラネットの利用状況については、次の表のとおりであり、平成18年度のスカラネット参加率は全体で96.9%であった。

学 種	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	対象校数	参加校数	参加率	対象校数	参加校数	参加率	対象校数	参加校数	参加率
大学	704	692	98.3%	721	712	98.8%	723	720	99.6%
大学院	527	510	96.8%	546	513	94.0%	532	528	99.2%
短期大学	467	453	97.0%	451	445	98.7%	426	425	99.8%
高等専門学校	63	63	100.0%	63	63	100.0%	64	64	100.0%
専修学校	2,333	1,692	72.5%	2,357	2,079	88.2%	2,251	2,134	94.8%
計	4,094	3,410	83.3%	4,138	3,812	92.1%	3,996	3,871	96.9%

(2) 留学生支援事業

① 国際奨学関連

ア 私費外国人留学生学習奨励費の給付

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生又は

財団法人日本語教育振興協会が認定する日本語教育機関に在籍する就学生で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、大学院レベルでは月額70,000円、学部レベルでは月額50,000円の学習奨励費を給付した。

(注) 学部レベルには、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育施設を含む。

(参考) 過去3年間の受給者数等の推移

	学習奨励費受給者数	
	平成16年度	大学院レベル
	学部レベル	8,779人
平成17年度	大学院レベル	3,622人
	学部レベル	9,267人
平成18年度	大学院レベル	3,488人
	学部レベル	9,303人

イ 短期留学推進制度

我が国と諸外国との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国との相互理解を増進することを目的として、短期留学推進制度による学生の受入れ及び派遣を行った。

受入れについては、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学から短期間（3か月以上1年以内）留学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、留学準備金150,000円、奨学金月額80,000円を支給した。

派遣については、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学へ短期間（3か月以上1年以内）学生を派遣する場合に、当該留学生に対して、奨学金月額80,000円を支給した。

(参考) 過去3年間の支給人数推移

	受入れ	派遣
平成16年度	1,927人	624人
平成17年度	1,734人	623人
平成18年度	1,576人	679人

ウ 先導的留学生交流プログラム支援制度

我が国の複数の大学の連合体（コンソーシアム）が、同じくコンソーシアムを形成する外国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う先導的な留学生交流プログラムにより我が国の大学から海外の大学に派遣される学生に係る経費の一部を支援する事業として、海外の大学に派遣される学生に対して給付金及び旅費を支給した。

平成18年度は次のプログラムに支援を行った。

日本のコンソーシアムを形成する大学	海外のコンソーシアムを形成する大学	プログラム名	支援人数
明治大学 他32大学	ゲルノーブル第1大学 他53大学	日仏共同博士課程	30人
東京大学 他3大学	デルフト工科大学 他3大学	メカトロニクスにおける設計及び生産に関する学生の国際交流計画	1人

エ 医療費の補助

外国人留学生在が日本国内の保険医療機関等で疾病又は負傷等で診療を受け、医療費を支払った場合に、その医療費の自己負担分（健康保険法に基づく算定）の一部を補助することにより、外国人留学生の経済的負担を軽減することを目的とした外国人留学生医療費補助制度を実施した。

平成18年度の補助件数は39,585件、1件当たりの平均補助額は約3,050円であった。

オ 国費外国人留學生への給与（奨学金）給付及び修学援助

国費外国人留學生に対する給与（奨学金）給付、招致及び帰国旅費の支給、教育費の支払い業務を行った。

また、新規に渡日した国費外国人留學生（日韓共同理工系学部留學生を除く。）2,838人に対して渡日一時金として25,000円を支給するとともに、大使館推薦による国費外国人留學生については、新東京国際空港及び関西国際空港等において出迎え、オリエンテーションを実施し、受入れ大学等へ赴くまでの手配を行った。

カ 日韓共同理工系学部留學生への奨学金給付等

韓国の企業・研究所等における先端技術の更なる高度化の促進を図るため、次世代を担う前途有望な學生を我が国の理工系大学に招致し、最先端技術・知識を習得させる文部科学省と大韓民国教育部との共同事業に協力し、渡日一時金及び奨学金等の支給を行った。

平成18年度においては、平成18年10月に渡日した韓国人留學生97人（うち、韓国政府負担留學生48人）に対して、渡日一時金、入学金、入学検定料及び奨学金を支給するとともに、平成14年度から平成17年度までの渡日者397人（うち韓国政府負担留學生199人）に対して、奨学金の給付及び授業料の支払い業務を行った。

② 宿舍の整備

ア 国際交流会館等の設置・運営

學生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他學生生活を支援するとともに、入居學生その他の學生と地域住民等との交流事業等を実施することにより、學生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的とする施設として、札幌（50室）、仙台第一（57室）、仙台第二（79室）、東京（282室）、駒場（314室）、祖師谷（362室）、金沢（49室）、京都（80室）、大阪第一（259室）、大阪第二（40室）、兵庫（197室）、広島（41室）、福岡（54室）及び大分（204室）の計14の国際交流会館並び

に東京と大阪の各日本語教育センター留学生寮（東京149室、大阪54室）及び東京国際交流館留学生・研究者用宿舎（796室）の設置・運営を行い、外国人留学生及び日本人学生を入居させた（日本人学生はレジデント・アシスタントとして入居）。

東京は耐震調査の結果、平成18年度末に閉館した。大阪第一の2号館（132室）は募集を停止し、耐震補強工事等を実施した。

各会館においては、カウンセラー及びレジデント・アシスタントを配置し、在館生が抱えている諸問題に対し指導・助言を行うとともに、在館する留学生の交流親睦を図るための各種行事（文化祭等）を実施した。

また、国際交流会館のうち、駒場、大阪第一においてアスベスト除去工事を実施した。

イ 東京国際交流館の設置・運営

21世紀の知的国際交流拠点として、国内外の優秀な学生や研究者に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生、研究者等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的とする施設として東京国際交流館の運営を行った。

留学生・研究者用宿舎として796室を管理・運営するとともに（前記アを参照）、カウンセラー及びレジデント・アシスタントを配置し、居住者の相談に応じた。

また、知的交流センターとしての「プラザ平成」において、平成18年度には、次に掲げる国際シンポジウム及び国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施するとともに、国際交流会議場やメディアホール等の施設を一般の利用に供した。

事業の種類	テーマ	開催月日	参加者数
国際シンポジウム	「留学」が世界にもたらすもの－関係性、アイデンティティ、共生－	平成18年7月17日	201人
国際交流フェスティバル	交流館フェスティバル'06	平成18年11月12日	1,614人

ウ 留学生宿舎建設奨励事業の実施

地方公共団体、学校法人、公益法人等が行う留学生宿舎の建設・改修・取得に対し、建設等に必要経費の一部を負担することにより、低廉な家賃で良質な宿舎の建設等を奨励し留学生宿舎の確保を促進することを目的とする留学生宿舎建設奨励事業を実施した。

平成18年度は、学校法人立命館が建設する留学生宿舎に対して、40,000千円を交付した。

エ 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎を開拓し、貸主との間で2年間の指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、貸主に対して指定契約金を交付した。

また、この指定宿舎に大学間交流協定等に基づく短期留学生が入居する場合は、貸主が賃貸借契約に伴う権利金の支払いを受けないことを機構に対して約することに伴い、貸主に指定契約金に加えて協力金を支払った。

平成18年度における指定契約金の額は、単身用が80,000円、世帯用が130,000円、入居協力金は短期用が50,000円であり、指定宿舍契約件数は、全国で1,146件（単身用978件・世帯用74件・短期単身用94件）であった。

③ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的とした日本留学試験を実施した。

平成18年度においては、第1回を平成18年6月18日（日）に、第2回を11月12日（日）に実施し、実施状況は次のとおりであった。

ア 実施会場

国内：北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県（第1回）、広島県（第2回）、福岡県、沖縄県
 国外：インド（ニューデリー）、インドネシア（ジャカルタ及びスラバヤ）、韓国（ソウル及びプサン）、シンガポール、スリランカ（コロンボ）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ及びホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）、ロシア（ウラジオストク）

イ 応募者数・受験者数

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	14,545人	3,883人	18,428人
	第2回	18,568人	2,720人	21,288人
受験者数	第1回	13,276人	3,032人	16,308人
	第2回	15,786人	2,060人	17,846人

（参考）過去3年間の受験者数推移

		国内	国外	合計
平成16年度	第1回	15,691人	2,268人	17,959人
	第2回	21,641人	1,297人	22,938人
平成17年度	第1回	10,686人	2,584人	13,270人
	第2回	14,840人	2,010人	16,850人
平成18年度	第1回	13,276人	3,032人	16,308人
	第2回	15,786人	2,060人	17,846人

④ 留学生交流推進事業

ア 国際大学交流セミナーの実施

我が国の大学と海外の大学との間の国際交流促進のため、アジア地域の大学から学生と引率の教員を招き、大学との共催により専門的な分野について意見の交換を行うためのセミナーを実施した。

平成18年度は次の8件のセミナーを実施した。

実施大学名	期間
信州大学 × 蘇州大学（中国）、ソンスル大学（韓国）	平成18年8月1日～8月12日
浜松医科大学 × 慶北大学校医科大学（韓国）	平成18年7月24日～8月3日
名古屋工業大学 × アナ大学（インド）	平成18年9月6日～9月16日

大阪大学 × ベトナム科学技術アカデミー物質科学研究所 (ベトナム)、ベトナム国立大学ハノイ校 (ベトナム)	平成18年10月28日～11月5日
山口大学 × 山東大学 (中国)、公州大学校 (韓国)	平成18年11月2日～11月9日
酪農学園大学 × 東フィリピン大学 (フィリピン)	平成18年6月25日～7月8日
東京理科大学 × 新疆大学 (中国)	平成18年10月9日～10月21日
長崎国際大学 × 東西大学校 (韓国)	平成18年7月30日～8月12日

上記のほか、財団法人みずほ国際交流奨学財団との共催により、次の3件のセミナーを実施した。

実施大学名	期 間
横浜国立大学 × 北京師範大学 (中国)、華東師範大学 (中国)	平成19年2月14日～2月23日
奈良教育大学 × 西安外国語大学 (中国)	平成18年10月9日～10月18日
宮崎大学 × 嶺南大学校 (韓国)、南京農業大学 (中国)	平成19年1月24日～2月3日

イ 国際医療技術学生合同セミナーの実施

財団法人国際医療技術交流財団との共催で、国際保健医療協力事業に参加する人材の養成確保のため、我が国の高等教育機関で保健医療を専攻する日本人学生と外国人学生を対象に、講演・講義、グループ討議等を内容とした合同セミナーを実施した。

平成18年度は、平成18年12月16日から12月17日までの間、独立行政法人国際協力機構横浜国際センターで実施し、44人の参加者を得た。

ウ 留学生等合同セミナーの実施

日本と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施した。

平成18年度については、次の2都市にて開催した。

(ア) 名古屋 (東海支部)

テーマ等：「地球家族セミナー in a training camp」

開催日：平成18年11月4日 (土)～平成18年11月5日 (日)

会場：愛知県美浜少年自然の家

参加者：外国人留学生、日本人学生、その他関係者等 計55人

(イ) 広島 (中国支部)

テーマ等：「就職準備セミナー “留学生の就職を応援します”

－求める人材&ビジネスマナー－

開催日：平成18年11月18日 (土)

会場：広島国際会議場

参加者：外国人留学生、その他関係者等 計70人

エ 外国人留学生と日本人学生等との交流事業

(ア) 史跡見学会

外国人留学生に対し、日本事情や日本文化等に対する理解を深める機会を与えることにより、我が国と諸外国との相互理解及び友好親善の増進を図ることを目的に、春（6月）と秋（10月）の2回、史跡等見学旅行を財団法人母と学生の会との共催で企画、実施した。

(イ) 地元企業見学会

各支部において、我が国の産業、文化に対する外国人留学生の理解を深めるために、地元企業や文化施設等の見学会を次のとおり実施した。

支部名	期 日	主な見学先
北海道支部	平成18年11月17日	トヨタ自動車北海道（株）
東北支部	平成18年8月30日	（株）ヨコタ東北
関東甲信越支部	平成18年12月22日	富士重工業（株）
北陸支部	平成18年10月27日	石川サイエンスパーク
東海支部	平成18年11月23日	（株）デンソー
京都支部	平成18年11月8日	シャープ(株)
大阪支部	平成18年11月10日	ダイキン工業（株）
	平成18年11月14日	キリンビアパーク神戸
中国支部	平成18年9月15日	（株）エフピコ
九州支部	平成18年11月20日	新日本製鐵（株）八幡製鐵所
	平成18年11月24日	フンドーキン醤油（株）

(ウ) 地域交流会

外国人留学生の宿舎等の問題に関して、留学生と日本人学生、地域住民、関係機関等との相互理解を深めるために交流会を次のとおり開催した。

支部名	期 日	開 催 場 所
大阪支部	平成18年9月13日	大阪国際交流センター
中国支部	平成18年11月8日	島根大学松江キャンパス
	①平成18年7月3日	①広島国際交流会館
	②平成18年8月3日	②広瀬小学校
	③平成18年8月4日	③広島国際交流会館
	④平成18年8月5日	④平和記念公園
四国支部	①平成18年9月21日	①広島市中広中学校、
	②平成18年9月26日	②広島県立高宮高等学校
九州支部	平成18年8月26日	内子町内子座
	平成18年10月28日	Re・再来館（りさいくるかん）、 愛媛大学学生会館
九州支部	平成18年12月19日	大分国際交流会館

オ 留学生地域交流事業（財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

日本の諸地域における外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を実施した。

平成18年度は、10支部で次の22事業を実施した。また、その他一般公募により33事業を支援した。

支部名	事業名(テーマ)	開催場所
北海道支部	留学生ふれあいトーク 「異文化多文化コミュニケーション in 北海道 2006」	国立日高青少年自然の家、平取町立二風谷アイヌ文化博物館、萱野茂アイヌ二風谷アイヌ資料館
東北支部	「外国人留学生キャリア・スタートアップ」プロジェクト	仙台国際センター
	留学生スマイル(住まいる)プロジェクト	仙台第一国際交流会館、仙台国際センター
関東甲信越支部	トライアングル・フェスタ	都立祖師谷公園 等
	駒場地区秋季交流会 「Let's こらぼれーしょん」	駒場野公園、目黒区立第一中学校 等
北陸支部	国宝・彦根城探査と日本最大の湖・琵琶湖での自然体験学習～歴史文化に触れながら自然や環境の大切さを知ろう～	滋賀県彦根市(彦根城・玄宮園)、近江八幡市(休暇村近江八幡)
	世界遺産の地でエコスタディー	トヨタ白川郷自然学校、野外博物館 合掌造り民家園、白川郷合掌集落
	いしかわ留学生交流フォーラム 2006	ウエルシティ金沢 石川厚生年金会館
	地域おこしボランティア みんなで雪だるまを作ろう!	白峰雪だるままつり会場(石川県白山市白峰)
東海支部	すもう体験と観戦による交流	名古屋大学、愛知県体育館
	留学生と児童養護施設の子どもたちとのこころの交流	名古屋市内及び岐阜市内
	美濃焼の魅力発見と陶芸交流	虎溪山永保寺、多治見修道院、市之倉さかづき美術館、幸兵衛窯、幸兵衛窯作陶館
京都支部	KYOTO 留学生ふれあい住宅フェア 2007 ～留学生に住みよい京都をめざして	キャンパスプラザ京都
大阪支部	第1回関西国際交流フットサル大会	Meiji フットサル(明治東洋医学院専門学校内)
	留学生セミナー 兵庫県の産業～伝統産業と先端産業を考察する	灘浜サイエンススクエア、伊丹市立伊丹郷町館「旧岡田家住宅」、仲椎茸園
中国支部	地域交流プログラム 2006 in 鳥取 「環境保全」一歩ずつ住みたい地球のために	鳥取環境大学、ホテル砂丘センター、鳥取大学乾燥地研究センター、鳥取砂丘、浦富海岸、梨農園
四国支部	留学生交流体験事業	愛媛県内の小・中学校
	留学生ふれあい隊事業	社会福祉施設
九州支部	九州地区国際学生交流フォーラム	国立諫早青少年自然の家、長崎原爆資料館・長崎歴史文化博物館 等
	なみのグリーンツーリズム体験 in 阿蘇	熊本県阿蘇市波野
	留学生の体験プログラム 「日本の学校教育」及び意見交換会	大分国際交流会館
	「グリーン・ツーリズム」 体験・交流と地方の暮らし	大分県宇佐市安心院町地域

⑤ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

ア 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者とともに短期研究を行う機会を提供した。

平成 18 年度は、17 の国・地域 60 人に対して、往復渡航旅費、大学配置旅費、滞在費（1 日当たり 9,800 円）、国内研究旅費（43,000 円）の支給を行った。

[受入れ大学別]

	大 学 名	採用者数		大 学 名	採用者数
1	北海道大学	2	22	三重大学	2
2	室蘭工業大学	1	23	滋賀医科大学	1
3	帯広畜産大学	2	24	京都大学	2
4	岩手大学	1	25	大阪大学	1
5	東北大学	2	26	神戸大学	2
6	山形大学	1	27	和歌山大学	1
7	宇都宮大学	1	28	岡山大学	2
8	群馬大学	1	29	広島大学	3
9	埼玉大学	1	30	高知大学	1
10	千葉大学	2	31	九州大学	2
11	東京大学	3	32	佐賀大学	2
12	東京農工大学	2	33	長崎大学	1
13	東京海洋大学	1	34	熊本大学	1
14	横浜国立大学	2	35	宮崎大学	1
15	新潟大学	1	36	鹿児島大学	2
16	上越教育大学	1	37	琉球大学	1
17	富山大学	1	38	首都大学東京	1
18	金沢大学	1	39	中央大学	1
19	静岡大学	1	40	東京農業大学	1
20	名古屋大学	2	41	同志社大学	1
21	豊橋技術科学大学	1	42	岡山理科大学	1
				合 計	60 人

[国・地域別]

	国・地域	採用者数		国・地域	採用者数
1	中国	14	10	イラン	1
2	バングラデシュ	12	11	ヨルダン	1
3	インドネシア	9	12	シリア	1
4	韓国	8	13	タンザニア	1
5	インド	1	14	ナイジェリア	1
6	エジプト	2	15	パキスタン	1
7	タイ	2	16	フィリピン	1
8	ネパール	2	17	ブラジル	1
9	ベトナム	2		合 計	60 人

イ 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣

して行わせる研究指導、研究者及び学生等に対するセミナーの開催等の事業を実施する帰国外国人留学生研究指導事業を実施した。

平成18年度は、9件採択し、10人の元指導教員を5の国・地域へ派遣し、往復旅費、研究指導経費(上限83,000円)、器材購入費(上限450,000円)の支給を行った。

	大学名	派遣国・地域		大学名	派遣国・地域
1	帯広畜産大学	韓国	6	名古屋大学	タイ
2	山形大学	中国	7	島根大学	インドネシア
3	千葉大学	中国	8	高知大学	ベトナム
4	東京学芸大学	ベトナム	9	京都府立大学	タイ
5	東京芸術大学	中国	合 計		9大学9件10人

ウ 帰国外国人留学生に対する専門資料の送付

外国人留学生が我が国の大学院を修了又は留学期間を満了して帰国後、教育・研究等の職に就いている者に対し、専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料(学会誌、研究紀要等)を当該帰国外国人留学生の希望に添って無料送付を行った。

平成18年度は、18の国・地域の帰国外国人留学生に対して資料送付を行った。

エ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ施策

メールマガジンの活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために平成19年1月及び3月に「帰国外国人留学生メールマガジン」のパイロット版を発行し、モニターからの意見聴取を行った。また、大学における帰国外国人留学生に対する支援活動や取組状況を把握するための調査を実施した。

⑥ 留学情報の提供等

ア 留学情報の収集・提供

東京及び神戸の留学情報センターにおいて、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、留学関連の印刷物等を作成することにより、留学希望者に対して、電話、手紙、来訪、インターネット等により情報提供及び留学相談を行った。

平成18年度における情報提供実績は下表のとおりである。

	日本留学	海外留学		合 計
		大学・語学留学	高校留学	
電話・FAX	5,789人	7,534人	194人	13,517人
手紙等(E-Mailを含む)	4,816人	2,462人	25人	7,303人
来訪・閲覧	2,490人	2,851人	104人	5,445人
留学相談コーナー	—	1,003人	27人	1,030人
ホームページアクセス	4,815,617件			
合 計	13,095人	13,850人	350人	27,295人

イ 日本留学フェア(海外)の実施

我が国の大学、日本語教育機関等の最新で正確な情報を提供するとともに、日本の留学事情について説明し、日本留学への関心を高めることを目的として、海外において、現地の高校生、大学生、進学指導担当者等を対象に、日本の大学等や留学関係機関の参加を得

て、「日本留学フェア」を開催した。

その他、現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日本留学説明会」を開催した。

また、日本と諸外国との大学間交流協定の締結を促進することを目的とした「大学間交流促進プログラム」を実施した。

平成18年度の実施状況は下表のとおりである。

【日本留学フェア】

開催国・地域	開催地	開催時期	参加大学等数	来場者数	備考
カナダ	モントリオール	平成18年5月	32大学	1,109人	*
台湾	高雄・台北	平成18年7月	52大学46機関	4,640人	
韓国	釜山・ソウル	平成18年9月	70大学79機関	4,514人	
欧州	スイス	平成18年9月	23大学	516人	*
中国	北京	平成18年10月	16大学1機関	2,989人	
	ハルビン	平成18年10月	4大学	476人	
	上海	平成18年10月	21大学1機関	1,451人	
	南京	平成18年10月	10大学	355人	
タイ	チェンマイ・バンコク	平成18年11月	44大学23機関	563人	
ベトナム	ハノイ・ホーチミン	平成18年11月	34大学8機関	1,378人	
マレーシア	クアラルンプール・ペナン	平成18年12月	19大学6機関	3,497人	
インドネシア	スラバヤ・ジャカルタ	平成19年2月	12大学7機関	1,967人	

(注) 備考欄の「*」は大学間交流促進プログラム

【日本留学説明会】

開催国	開催地	開催時期	来場者数
ロシア	ウラジオストク	平成18年5月	約60人
バングラデシュ	ダッカ	平成18年6月	約700人
カザフスタン	アルマティ	平成18年6月	89人
	アスタナ	平成18年6月	64人
モンゴル	ウランバートル	平成18年11月	583人
シンガポール	シンガポール	平成19年2月	144人
ミャンマー	ヤンゴン	平成19年2月	503人
スリランカ	コロンボ	平成19年2月	313人

ウ 外国人学生のための進学説明会（国内）の実施

各大学等の協力を得て、日本の大学等に入学を希望する在日外国人学生に対して、的確に大学等を選択し、効果的に入学準備を進められるための進学指導を行うことを目的とした進学説明会を、首都圏（東京）と関西圏（大阪）にて実施した。

開催月日	会場	参加大学等数	来場者数
平成18年7月2日（日）	池袋サンプラザ文化会館展示ホール	159大学2機関	3,039人
平成18年7月16日（日）	グランキューブ大阪イベントホール	107大学2機関	1,224人

エ アジア地域留学促進事業の実施

我が国と諸外国との留学生交流の促進に寄与することを目的として、事業の実施拠点としてアジア地域（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国）に設置する事務所において、日本留学の情報の発信・相談、留学情報の収集その他機構が海外に展開する事業を行った。また、アジア地域の大学図書館等に日本留学関連の資料を送付し、日本留学

促進資料の公開拠点（18の国・地域、49か所）としている。

オ 海外留学説明会（国内）の実施

海外への留学を希望する日本人学生等が効果的に留学準備を進められるように、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等についての正確な情報を提供する説明会（海外留学フェア）を首都圏（東京）と関西圏（京都）において実施した。また、この他に、同フェアの小規模セミナーの説明会を東京及び神戸で年12回実施した。

開催月日	会 場	対象国・地域	来場者数
平成18年6月17日（土）	キャンパスプラザ京都	英語圏・アジア・欧州・ ラテンアメリカ	111人
平成18年10月28日（土）	東京国際交流館 プラザ平成	アジア・中東・北米・ ラテンアメリカ・欧州	564人

カ 外国政府等による奨学金留学生の募集・選考の協力

外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口として、募集・選考業務の協力を行った。平成18年度は、32の国・地域について38回の募集等に協力した。

⑦ 日本語教育の実施

東京及び大阪の日本語教育センターにおいて、我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語教育及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施した。

ア 学生受入実績

各コースの平成18年度の受入実績は次のとおりである。多様な学生を広く受け入れるために、入学審査において、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入等に配慮した。

	課 程		受入予定	受入実績	教 育 内 容
東京	1年コース	進学課程	180人	189人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等 進学課程			日本語、日本事情
	当年1年半コース	進学課程	100人	94人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等 進学課程			日本語、日本事情
	前年1年半コース	進学課程	100人	97人	日本語、日本事情、基礎教科
大学院等 進学課程		日本語、日本事情			
合 計			380人	380人	
大阪	1年コース	本 科	120人	105人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	110人	73人	日本語、日本事情
	当年1年半コース	本 科	45人	47人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	72人	日本語、日本事情
	前年1年半コース	本 科	45人	44人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	40人	日本語、日本事情
	合 計			420人	381人

イ 進学状況

東京においては、平成18年度の修了者282人のうち253人（大学院59人、大学87人、短期大学1人、専修学校等22人、高等専門学校84人）が進学した。

大阪においては、進学課程である本科修了者148人のうち141人（大学院1人、大学79人、短期大学2人、専修学校等59人）が進学した。また、専科修了者の中からも83人（大学院24人、大学45人、短期大学1人、専修学校等13人）が進学した。

ウ 研究及び教材の開発

大学院進学者のための教材、非漢字圏からの学生に配慮した理系留学生のための中級教材、専修学校進学者のための教材開発及び日本語学習者のための日本事情教材の開発を進めた。これらの研究及び教材開発の成果をまとめて紀要として刊行した。

エ 進学指導

学生に対する個人面接指導、大学説明会を行うとともに他校の参加を呼びかけて大学院進学説明会を行った。

オ 海外の留学予備教育機関への連携、指導、協力

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教師の研修を行った。

また、外国の教育機関の要請により、日本語教師3人を海外に派遣した。

カ 日本理解の促進

在校生の日本理解を促進するため、国際理解教育授業への参加、日本人各層との交流会の実施、ホームステイ等への参加の推進等を行った。

キ 研究協議会

大阪日本語教育センターにおいて、予備教育の質の向上を図るため、「大学院に進学する留学生に求められる能力と知識」のテーマで、高等教育機関留学生担当者日本語教育機関関係者が情報交換・意見交換する研究協議会を開催した。

(3) 学生生活支援事業

① 研修事業

大学等の学生支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を全国又は地域ごとに、別表6「研修事業一覧」のとおり実施した。

② 学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業

ア 出版物の発行

(ア) 「大学と学生」

学生生活支援等について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、学生生活支

援の現状や課題、高等教育に関する最新の動向などを特集して、月刊「大学と学生」を発行した。

(イ) 「外国人留学生のための就職情報」

日本留学後に日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識等を提供するため、「外国人留学生のための就職情報」を発行し、大学や関係機関等に配付するとともに、情報誌の内容をすべてホームページにおいて提供した。

イ 学生支援情報データベースによる情報提供

学生支援情報データベースの稼動を平成18年6月より開始し、全国の大学等における学生生活支援の取組、学生支援担当窓口及び学生生活支援に関する調査統計や白書・答申などの情報の提供を行った。

また、以下の機能の追加に向けて、システムの開発に着手した。

- ・「『障害学生修学支援ネットワーク』による相談事業」における相談応答記録の蓄積・閲覧及び意見交換機能
- ・月刊「大学と学生」のバックナンバーの閲覧機能

ウ 大学における学生相談体制等の整備に資する調査研究の実施

大学における学生相談体制の現状を把握するとともに、その課題を明らかにし、今後、各大学がその整備・充実を図るに際して参考となるモデルなどを策定することを目的として、学識経験者等の協力を得て調査研究を実施した。

その調査研究の成果を「大学における学生相談体制の充実方策について」として、平成19年3月に、ホームページ、刊行物により公表した。

エ 学生ボランティア活動支援事業

(ア) 大学等やボランティア関係団体との連携を図り、学生等にボランティア活動のきっかけを与えることを目的として、「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」を支部において、別表7「支部別体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況」のとおり実施した。

(イ) 大学等とボランティア関係団体間の連携・協力をさらに推進するため、「学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」を平成18年12月8日（金）に実施した。

オ 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、学生の就職機会の均等の確保と就職指導の充実を図ることを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、「全国就職指導ガイダンス」を平成18年6月5日（月）（東京）と平成18年11月30日（木）（神戸）に開催した。

カ コンソーシアムへの協力

各地域における学生支援活動、特に、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各

種交流事業を行う学生生活支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力をを行うこととしており、平成18年度については、学生生活支援を主たる目的とする「あいち学生支援コンソーシアム」及び「大学コンソーシアムおおいち」に対して、それぞれの支部において必要な協力をを行った。

キ 共同事業の実施

10 支部において、担当区域にある大学等の関係機関と連携し、その地域ブロック単位で共通している学生生活支援の課題等に係る事業を共同で実施した。

支部名	事業名	関係機関
北海道支部	北海道地域インターンシップ支援事業～「北海道インターンシップエクスプローラ（HIE）」	北海道地域インターンシップ推進協議会、経済産業省北海道経済産業局、厚生労働省北海道労働局、北海道、財団法人北海道地域総合振興機構（はまなす財団）、北海道経済連合会、北海道経営者協会
東北支部	学生対応事例研究会	みやぎ学生相談連絡協議会
関東甲信越支部	学生相談支援事業	関東地区学生生活連絡協議会
北陸支部	障害学生・生徒支援に関する実践的調査研究	金沢大学、大学コンソーシアム石川、石川県教育委員会、石川県聴覚聴力障害者協会、金沢市聴力障害者福祉協会
東海支部	学生の悩み相談事業	あいち学生支援コンソーシアム
京都支部	聴覚障害学生支援ボランティア養成事業	大学コンソーシアム京都、京都市福祉ボランティアセンター、京都地域の大学
大阪支部	学校インターンシップの意義ともたらす効果（シンポジウム）	大学コンソーシアム大阪
中国支部	「学生を育てる」視点からの学生支援事業	岡山大学、岡山理科大学、川崎医療福祉大学
四国支部	地域の教育プログラム開発力向上研修	愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学
九州支部	自然災害等における危機管理対策プログラム	九州大学、関西学院大学、九州産業大学、福岡大学、長崎大学、福岡市市民局

③ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

文部科学省及びJRと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証用紙を配付した。また、各大学等における学割証の使用状況及び使用見込み枚数の取りまとめについては、電子媒体を活用するなどして、円滑に実施した。

なお、平成18年度の学割証用紙の発送枚数は538万5,000枚であった。

④ 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究

ア 障害学生修学支援実態調査の実施

平成18年10月に全国の1,244の大学等を対象に、「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」を実施した。

イ 障害学生修学支援ニーズ調査の実施

全国の大学23校、関係機関14機関を訪問し、先進的に取り組む大学等の実態、課題及びニーズ等を調査した。調査結果については、障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会等における検討に役立てた。

ウ 障害学生修学支援ネットワーク事業の開始

先進的な取組を行っている大学を「拠点校」、拠点校を支援する研究機関等を「協力機関」として、平成18年10月に「障害学生修学支援ネットワーク事業」を立ち上げた。

- ・拠点校 宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学、福岡教育大学
- ・協力機関 国立特殊教育総合研究所、筑波技術大学

また、上記事業の実施に当たっては、「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」を設置し、事業開始までの検討準備及び運営上の課題等について協議した。

- (第1回) 平成18年7月28日(金)
- (第2回) 平成18年11月2日(木)
- (第3回) 平成18年12月27日(水)
- (第4回) 平成19年3月16日(金)

エ セミナー及び研修会の開催

高等教育機関における障害学生の修学環境の更なる整備・充実を図ることを目的として、関係大学・機関との連携の下、障害学生修学支援セミナー等を各地区で、別表8「障害学生修学支援関係セミナー等実施状況」のとおり開催した。

オ 研究会等の実施

(ア) 障害学生修学支援コーディネーター養成プログラム研究会(京都)

関係大学等の担当者の協力の下、研究会を開催した。また、研究会での検討を基に、別表8「障害学生修学支援関係セミナー等実施状況」のとおり「障害学生修学支援コーディネーター養成講座」を行った。

※ 障害学生修学支援コーディネーター：

大学等での障害学生の修学支援に関する専門の担当者。授業保障の手配、障害学生、支援学生、授業担当教員間の種々調整、その他学内の様々な関係部署等との調整等を行う。

(イ) ノートテイカー養成研修連絡会(仙台)

関係大学等の担当者の協力の下、連絡会を開催し、ノートテイカー養成研修会の実施に係る課題の整理及び対応方針について検討を行った。また、中・長期的な視点からの大学及び関係機関の連携方法等についても情報交換を行った。

※ ノートテイカー：

講義の内容や周りの様子(学生の発言やチャイムの音など)を支援者がノート等に筆記し、聴覚障害学生に文字で伝える支援技術・方法。いわゆる文字による通訳。

カ 障害学生修学支援に関する各種情報の提供

(ア) 障害学生修学支援メニューの作成

平成17年度の有識者等による検討を基に作成した標記メニューの案（試行版）について、障害学生支援に関わる大学等の教職員・研究者（37名）が検討し、その意見を踏まえ、障害学生修学支援メニューを作成、ホームページに公開した。また、冊子版を全国の大学等に配付した。

(イ) 「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」の作成

「はじめて障害学生を受け入れるにあたって（冊子版）」（障害学生を初めて受け入れることになった大学等担当者向けマニュアル）を作成し、全国の大学等に配付するとともに、ホームページに公開した。

(ウ) 「障害学生修学支援のためのFAQ」の作成

障害学生修学支援業務に関する基本的な疑問に答える「障害学生修学支援のためのFAQ」を作成し、ホームページに公開した。

キ 障害学生修学支援に係る関連情報の提供、障害学生を取り巻く様々な課題への理解促進、啓発活動、広報活動

(ア) ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツに、新たに支援ツールやネットワーク相談事業に関する情報を加え、内容の充実を図った。

(イ) 月刊「大学と学生」に、障害学生の修学支援をテーマに連載した（平成18年4月号～平成19年3月号）。

(ウ) 内閣府からの依頼に基づき、「平成18年度版障害者白書」（内閣府）に、本機構の取組に関する記事を掲載した。

(エ) 実態調査結果やネットワーク事業等の関連情報について、ホームページへの掲載、専門誌、業界誌等へのプレスリリースの送付及び訪問による情報提供などを積極的に行った。また、専門誌、関係機関等からの取材要請、講演講師等の依頼などにも積極的に対応した。

2. 借入金の状況（別表9「1 借入金」）

（1）一般会計からの借入金

無利子貸与事業については、国の一般会計からの借入金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。

平成18年度は、一般会計から813億3,614万円の借入れを行った。この結果、平成18年度末の借入金残高は2兆2,361億3,287万円（借入総額2兆7,466億3,286万円、償還免除総額5,104億9,999万円）となり、対前年度比739億9,890万円の増となった。なお、償還免除総額は、独立行政法人日本学生支援機構法附則第11条の規定に基づく償還免除額641億3,554万円を含んでいる。

（2）財政融資資金からの借入金

有利子貸与事業については、財政融資資金からの借入金、財投機関債（「日本学生支援債券」）発行により調達した資金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。平成18年度は、財政融資資金から3,473億円の借入を行った。

この結果、平成18年度末の借入金残高は2兆672億9,000万円（借入総額2兆5,006億1,800万円、償還額4,333億2,800万円）となり、対前年度比2,782億5,400万円の増となった。

（3）日本学生支援債券による資金調達

平成18年度においては、平成18年7月5日に400億円、平成18年11月6日に400億円、平成19年2月5日に370億円、計1,170億円の日本学生支援債券を発行し、調達した資金はそれぞれ7月分と11月分及び2月分の奨学金交付の原資として充当した。

（4）民間からの借入金

新しい情報総合管理システム（イクシス）を構築するため、平成11年度から平成13年度までの3カ年民間資金の借入れを行った。平成18年度末の借入金残高は5億5,088万円（借入総額13億4,375万円、償還額7億9,287万円）で、対前年度比1億3,438万円の減となった。

3. 運営費交付金の状況（別表9「2 運営費交付金」）

日本学生支援機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成18年度は、国の一般会計から219億6,303万円の運営費交付金を受けた。

4. 施設整備費補助金の状況（別表9「3 施設整備費補助金」）

平成17年度から繰越したアスベスト除去事業経費に充てるための施設整備費補助金2億2,389万円のうち、平成18年度は1億1,870万円の交付を受けた。

アスベスト除去事業経費として1億4,567万円の支出額が確定したが、一部工事の遅延があり、平成18年度に支出したのは7,355万円であり、残額の7,212万円は翌年度に事故繰越した。

なお、平成18年度に交付を受けた1億1,870万円には、支出した7,355万円との差額4,515万円の残余金が生じた。

5. 政府交付金の状況（別表9「4 政府交付金」）

平成17年度から都道府県に移管することとされた高等学校等奨学金事業の経費に充てるため、平成18年度は、189億6,312万円の高等学校等奨学金事業交付金を受けた。

6. 国庫補助金等の状況（別表9「5 国庫補助金等」）

（1）国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種学資金に係る債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成18年度は、国の一般会計から17億1,121万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けた。

（2）利子補給金

財政融資資金の借入及び日本学生支援債券に係る利子支払いのため、平成18年度においては、国の一般会計から95億3,296万円の育英資金利子補給金の交付を受けた。これは平成17年度の交付額に比し6億961万円の増（6.83%）となっている。

学種別奨学金貸与状況

区 分	平成 16 年 度			平成 17 年 度			平成 18 年 度		
	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額
第一種奨学金	人	人	百万円	人	人	百万円	人	人	百万円
	(5,808)		(2,453)	(4,023)		(1,965)	(2,465)		(1,327)
	418,465	149,223	248,757	401,297	123,621	252,245	377,456	115,321	252,424
高等学校		(2,648)	(647)		(1,401)	(364)		(356)	(100)
	103,477	40,083	28,175	71,867	8,197	19,784	36,205	2,807	10,082
大 学		(2,267)	(1,256)		(1,874)	(1,108)		(1,522)	(856)
	228,848	70,066	138,328	240,593	74,245	147,539	252,505	73,408	157,157
大 学 院		(182)	(172)		(151)	(153)		(128)	(116)
	59,096	27,548	67,601	60,398	28,974	68,994	60,574	27,749	68,966
高等専門学校		(29)	(8)		(26)	(7)		(20)	(6)
	6,344	1,641	2,441	6,096	1,411	2,396	5,870	1,423	2,359
専 修 学 校		(682)	(370)		(571)	(333)		(439)	(249)
	20,700	9,885	12,212	22,343	10,794	13,532	22,302	9,934	13,860
第二種奨学金		(3,229)	(2,703)		(2,680)	(2,290)		(2,976)	(2,563)
	512,727	201,940	411,170	576,939	219,626	472,746	631,997	238,737	529,363
大 学		(1,914)	(1,553)		(1,498)	(1,263)		(1,857)	(1,556)
	407,472	146,590	318,184	455,544	160,081	363,256	500,416	175,032	408,004
大 学 院		(88)	(95)		(74)	(84)		(79)	(96)
	21,082	11,835	21,658	22,871	11,609	24,706	24,486	13,011	27,223
高等専門学校		(4)	(3)		(5)	(4)		(6)	(4)
	261	170	189	310	185	238	332	206	249
専 修 学 校		(1,223)	(1,052)		(1,103)	(939)		(1,034)	(906)
	83,912	43,345	71,139	98,214	47,751	84,546	106,763	50,488	93,888
合 計		(9,037)	(5,156)		(6,703)	(4,255)		(5,441)	(3,889)
	931,192	351,163	659,928	978,236	343,247	724,991	1,009,453	354,058	781,787

(注) 1. ()内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。

2. 入学時特別増額の貸与人員および貸与月額、実績において内数として計上されている。

3. 海外留学奨学金にかかる貸与人員及び貸与金額については、実績において内数として計上されている。

4. 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

5. 高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした第一種奨学金については、平成17年度入学者から段階的に各都道府県に事業移管している。上表には日本学生支援機構実施分のみを計上しており、各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金は以下のとおりである。

平成17年度…41,488人、9,125,947千円

平成18年度…82,974人、18,963,117千円

奨学金の貸与月額

第一種奨学金

	平成 16 年 度		平成 17 年 度		平成 18 年 度	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	円	円	円	円		
国 公 立	18,000	23,000	18,000	23,000	} 平成17年度と同額	
私 立	30,000	35,000	30,000	35,000		
大 学						
国 公 立	44,000	50,000	45,000	51,000		
私 立 大	53,000	63,000	54,000	64,000		
私 立 短 大	52,000	59,000	53,000	60,000		
通 信 教 育	(一面接期間) 87,000		(一面接期間) 88,000			
大 学 院						
修 士 課 程	87,000		88,000			
博 士 課 程	121,000		122,000			
高 等 専 門 学 校						
国 公 立	21,000	22,500	21,000	22,500		
私 立	32,000	35,000	32,000	35,000		
専 修 学 校						
高 等 課 程						
国 公 立	18,000	23,000	18,000	23,000		
私 立	30,000	35,000	30,000	35,000		
専 門 課 程						
国 公 立	44,000	50,000	45,000	51,000		
私 立	52,000	59,000	53,000	60,000		

第二種奨学金

	平成 16 年 度		平成 17 年 度		平成 18 年 度	
	自 宅・自 宅 外 共		自 宅・自 宅 外 共		自 宅・自 宅 外 共	
大 学 ・ 短 大	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		} 平成16年度と同額	} 平成17年度と同額	} 平成17年度と同額	
大 学 院 修 士 課 程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択					
大 学 院 博 士 課 程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択					
高 等 専 門 学 校 (4・5年生)	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択					
専 修 学 校 専 門 課 程	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択					

(注) 専門職大学院については、大学院修士課程に含む。

なお、第二種奨学金の私立大学医・歯学系及び薬・獣医学系については、奨学生の希望により上記の最高月額(10万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
医 ・ 歯 学 系	40,000円	平成16年度と同額	平成17年度と同額
薬 ・ 獣 医 学 系	20,000円		

なお、第二種奨学金の法科大学院については、奨学生の希望により上記の最高金額(13万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
法科大学院	40,000円または70,000円	平成16年度と同額	平成17年度と同額

また、大学・短大・大学院・専修学校(専門課程)において、希望に応じ入学月の基本月額に下記の定額を増額して貸与を受けることができる(ただし、奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円(大学院については120万円)以下となる者、又は国民生活金融公庫の教育ローンを利用できなかった旨の申告書を提出した者に限る)。

	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
入 学 時 特 別 増 額 貸 与 奨 学 金	300,000円	平成16年度と同額	平成17年度と同額

奨学生の補導状況

(単位:人)

区分	平成16年度							平成17年度							平成18年度						
	審査対象数 (A)	処置数						審査対象数 (A)	処置数						審査対象数 (A)	処置数					
		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)
第一種奨学生	404,426	695	2,575	1,713	6,187	11,170	2.8%	268,915	1,419	4,207	2,536	6,417	14,579	5.4%	231,943	1,812	2,029	1,679	6,506	12,026	5.2%
高等学校	102,242	109	269	—	1,838	2,216	2.2%	33,989	215	370	—	512	1,097	3.2%	989	106	42	—	0	148	15.0%
大学	221,286	541	2,099	1,379	3,194	7,213	3.3%	183,256	1,081	3,480	2,055	4,595	11,211	6.1%	181,713	1,422	1,745	1,328	5,533	10,028	5.5%
大学院	54,788	10	7	6	58	81	0.1%	34,059	42	42	29	137	250	0.7%	32,300	132	57	42	289	520	1.6%
高等専門学校	6,274	8	99	208	464	779	12.4%	4,636	33	166	277	536	1,012	21.8%	4,417	30	80	225	401	736	16.7%
専修学校	19,836	27	101	120	633	881	4.4%	12,975	48	149	175	637	1,009	7.8%	12,524	122	105	84	283	594	4.7%
第二種奨学生	498,650	1,720	5,909	6,528	13,875	28,032	5.6%	403,490	3,746	10,000	8,361	16,748	38,855	9.6%	457,833	5,295	5,993	6,517	21,476	39,281	8.6%
大学	399,401	1,549	5,298	5,701	10,676	23,224	5.8%	334,304	3,466	8,840	7,071	13,139	32,516	9.7%	379,607	4,423	5,208	5,634	19,245	34,510	9.1%
大学院	22,011	2	4	18	41	65	0.3%	11,940	20	48	30	68	166	1.4%	13,585	72	68	23	162	325	2.4%
高等専門学校	249	1	1	10	13	25	10.0%	125	0	0	7	5	12	9.6%	155	0	2	14	11	27	17.4%
専修学校	76,989	168	606	799	3,145	4,718	6.1%	57,121	260	1,112	1,253	3,536	6,161	10.8%	64,486	800	715	846	2,058	4,419	6.9%
合計	903,076	2,415	8,484	8,241	20,062	39,202	4.3%	672,405	5,165	14,207	10,897	23,165	53,434	7.9%	689,776	7,107	8,022	8,196	27,982	51,307	7.4%

(注) 1. 平成17年度より「廃止」には、奨学金継続願未提出によるものを含む。

2. 「停止」には、停止期間延長者を含む。

3. 「警告」は、高等学校・専修学校(高等課程)については行っていない。

4. 審査対象数及び処置件数には、従前の受領資格確認制度(平成11年度以前採用の第一種奨学生、平成10年度以前の採用の第二種奨学生)の対象数、処置数が含まれている。

返 還 金 の 回 収 状 況 等

1 返還及び貸与債権の状況

(1) 返還の状況

区 分	平 成 1 6 年 度						平 成 1 7 年 度						平 成 1 8 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要 返 還 (期日到来分のみ)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,158	1,639	574	658	1,732	2,297	1,182	1,735	684	841	1,866	2,575	1,208	1,815	822	1,039	2,030	2,855
う ち 返 還	(84.5)	(75.1)	(87.8)	(85.0)	(85.6)	(77.9)	(84.8)	(74.7)	(88.0)	(85.3)	(86.0)	(78.2)	(84.8)	(74.5)	(88.2)	(85.5)	(86.2)	(78.5)
	979	1,231	504	559	1,483	1,790	1,002	1,296	602	717	1,605	2,013	1,024	1,351	725	889	1,749	2,240
う ち 未 返 還	(15.5)	(24.9)	(12.2)	(15.0)	(14.4)	(22.1)	(15.2)	(25.2)	(12.0)	(14.7)	(14.0)	(21.8)	(15.2)	(25.5)	(11.8)	(14.5)	(13.8)	(21.5)
	179	408	70	99	249	507	180	438	82	124	262	562	184	464	97	150	281	614
繰 上 返 還 額		300		248		548		304		331		635		281		363		644

(注)1. 上段()内は、「要返還」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員は、実人員である。

3. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

(2) 貸与債権の状況

区 分	平 成 1 6 年 度						平 成 1 7 年 度						平 成 1 8 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
貸 与 残 高 (人員は、延人員)	1,898	21,034	1,134	16,962	3,033	37,997	1,912	21,882	1,321	20,636	3,234	42,518	1,915	22,574	1,527	24,669	3,442	47,243
返 還 を 要 す る 債 権 (期日未到来分を含む)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
(人員は、実人員)	1,235	13,521	613	9,047	1,848	22,568	1,258	14,007	731	11,268	1,989	25,275	1,281	14,452	875	14,050	2,156	28,503
3か月以上の延滞債権 (人員は、実人員)	(11.4)	(8.4)	(6.9)	(7.1)	(9.9)	(7.9)	(11.0)	(7.9)	(6.4)	(6.7)	(9.3)	(7.4)	(10.9)	(7.9)	(6.2)	(6.7)	(9.0)	(7.3)
	141	1,141	42	646	183	1,787	138	1,104	47	760	185	1,864	139	1,137	54	937	194	2,074
うち6か月以上の延滞債権	(9.2)	(6.4)	(4.5)	(4.5)	(7.6)	(5.6)	(9.1)	(6.2)	(4.5)	(4.5)	(7.4)	(5.4)	(9.1)	(6.2)	(4.3)	(4.4)	(7.1)	(5.3)
	113	864	28	405	141	1,269	115	870	33	507	147	1,377	116	890	38	618	154	1,508
1日以上延滞債権 (人員は、実人員)	(14.5)	(11.5)	(11.4)	(12.0)	(13.5)	(11.7)	(14.3)	(11.1)	(11.2)	(11.9)	(13.2)	(11.5)	(14.4)	(11.2)	(11.1)	(11.8)	(13.0)	(11.5)
	179	1,561	70	1,083	249	2,644	180	1,557	82	1,343	262	2,900	184	1,618	97	1,664	281	3,283

(注)1. 上段()内は「返還を要する債権」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

2 学種別延滞率(人員)

区 分		平成17年3月末現在	平成18年3月末現在	平成19年3月末現在
		%	%	%
第 一 種 奨 学 金	第 一 種 奨 学 金	15.2	14.9	15.0
	高 等 学 校	26.2	26.4	27.1
	大 学	11.3	11.0	10.9
	大 学 院	7.2	6.4	6.4
	高 等 専 門 学 校	11.8	11.6	11.2
	専 修 学 校	16.9	16.2	15.8
第 二 種 奨 学 金	第 二 種 奨 学 金	12.2	11.9	11.8
	高 等 専 門 学 校	6.5	4.4	6.3
	大 学	11.9	11.7	11.5
	大 学 院	7.2	6.6	6.4
	専 修 学 校	15.6	15.2	14.8
合 計		14.3	13.9	13.7

(注) 延滞率 = $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100 (\%)$ で延人員に
対するものである。

3 リレー口座加入状況

区 分		平成17年3月末現在	平成18年3月末現在	平成19年3月末現在
全 返 還 者 体	加入対象者数 (A)	1,779 千人	1,936 千人	2,122 千人
	加入者数 (B)	1,385 千人	1,579 千人	1,788 千人
	加入率 (B/A)	77.9 %	81.6 %	84.3 %
新 規 卒 業 生 (全 員 加 入 対 象 者)	卒業生数	240 千人 (平成16年3月卒業)	248 千人 (平成17年3月卒業)	277 千人 (平成18年3月卒業)
	加入対象者数 (A)	170 千人	180 千人	205 千人
	加入者数 (B)	160 千人	171 千人	195 千人
	加入率 (B/A)	94.5 %	95.4 %	95.3 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

奨学金返還免除額

区分	平成 16 年 度				平成 17 年 度				平成 18 年 度					
	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	計	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	業績優秀者 免除	計	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	業績優秀者 免除	計
第一種奨学金	620	3,366	3,874	7,860	728	3,375	2,398	551	7,052	724	6,781	1,794	5,927	15,226
	661	5,697	897	7,255	779	5,542	607	409	7,337	773	10,667	497	8,004	19,941
高等学校	156	-	1,712	1,868	173	-	992	-	1,165	179	-	665	-	844
	58	-	91	149	65	-	58	-	123	70	-	54	-	124
大 学	318	993	2,100	3,411	388	930	1,373	-	2,691	349	4,123	1,100	-	5,572
	357	915	795	2,066	455	847	543	-	1,844	395	5,441	438	-	6,274
大 学 院	127	2,368	-	2,495	136	2,441	-	551	3,128	161	2,657	-	5,927	8,745
	231	4,779	-	5,010	241	4,692	-	409	5,342	277	5,226	-	8,004	13,507
高等専門学校	10	5	62	77	11	4	33	-	48	11	1	29	-	41
	11	3	12	26	6	3	6	-	16	10	1	5	-	16
専修学校	9	-	-	9	20	-	-	-	20	24	-	-	-	24
	5	-	-	5	12	-	-	-	12	20	-	-	-	20
旧制学校	0	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0
	0	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0
第二種奨学金	239	-	-	239	386	-	-	-	386	449	-	-	-	449
	365	-	-	365	578	-	-	-	578	710	-	-	-	710
大 学	189	-	-	189	312	-	-	-	312	329	-	-	-	329
	294	-	-	294	470	-	-	-	470	533	-	-	-	533
大 学 院	22	-	-	22	28	-	-	-	28	32	-	-	-	32
	34	-	-	34	45	-	-	-	45	52	-	-	-	52
専修学校	28	-	-	28	46	-	-	-	46	88	-	-	-	88
	36	-	-	36	62	-	-	-	62	126	-	-	-	126
合 計	859	3,366	3,874	8,099	1,114	3,375	2,398	551	7,438	1,173	6,781	1,794	5,927	15,675
	1,025	5,697	897	7,619	1,357	5,542	607	409	7,915	1,484	10,667	497	8,004	20,652

(注)1. 上段は件数(単位:件)、下段は金額(単位:百万円)。

2. 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

研修事業一覧

研修会名	実施時期	参加者	対象者
1 学生指導関連の研修会			
全国学生指導研究集会	11月27日～29日	323人	国公立大学・短期大学・高等専門学校において、学生指導関係の業務又は研究に従事している教職員（教員は経験年数が約1年以上、事務職員は係長以上とし、課長以上は1年、係長以上は3年以上の経験を有する者）
地区学生指導職員研究集会 （地区学生指導研修会）	北海道 8月30日～9月1日 東北 8月9日～11日 東京・関東甲信越 6月28日～30日 東海・北陸 7月24日～26日 近畿 8月2日～4日 中国・四国 8月23日～25日 九州 8月23日～25日	39人 59人 102人 77人 124人 91人 82人	国公立大学・短期大学・高等専門学校で学生指導業務に1年以上従事する中堅事務職員
厚生補導研究協議会	9月11日～13日	130人	国公立大学・短期大学・高等専門学校における新任の学生関係部長相当職及び課長相当職にある者
厚生補導事務研修会	11月15日～17日	182人	国公立大学・短期大学・高等専門学校の厚生補導・学生指導担当の課長補佐相当職にある者又は係長相当職、主任相当職にある者
2 学生相談関連の研修会			
メンタルヘルス研究協議会(地区)	北海道・東北 11月9日～10日 北関東・甲信越 10月26日～27日 東京 11月21日～22日 東海・北陸 9月28日～29日 近畿 11月14日～15日 中国・四国 11月1日～2日 九州 10月19日～20日	83人 73人 101人 104人 85人 75人 85人	各地区の国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員
全国大学保健管理研究集会	10月11日～12日	747人	国公立大学・短期大学・高等専門学校等における保健管理業務の担当者及び研究者
学生支援合同フォーラム	1月23日～26日	184人	学生の相談業務、精神衛生業務に関わる国公立大学・短期大学・高等専門学校等の教職員
学生相談インターカー研修会※ （学生相談インターカーセミナー）	12月22日	331人	国公立大学・短期大学・高等専門学校において、学生相談や窓口業務を担当する教職員
3 就職指導関連の研修会			
地区就職指導担当職員研修会	北海道 9月21日～22日 東北 9月14日～15日 関東・甲信越 9月7日～8日 東海・北陸 8月22日～23日 近畿・中国・四国 8月31日～9月1日 九州 9月25日～26日	22人 30人 63人 54人 77人 43人	国公立大学・短期大学・高等専門学校において、就職指導を担当する職員
大学キャリアカウンセラー研修会※ （キャリア支援研修会）	12月13日～15日	57人	国公立大学・短期大学・高等専門学校においてキャリア支援業務に従事する経験年数24ヶ月以上の教職員
4 修学指導関連の研修会			
教務事務研修会	10月25日～27日	276人	国公立大学の教務事務担当職員のうち教務事務経験が2年以上の者
5 留学生交流関連の研修会			
留学生担当者研修会	10月18日～20日	208人	国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設及び留学生関係団体職員で、原則として、留学生担当業務経験年数が2年以下の者
留学生交流研究協議会	6月8日～9日	453人	国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設の留学生交流関係教員、幹部事務職員及び関係機関等担当職員

(注)1. 年度計画上の名称と、実施上の名称が異なる場合は、後者を()付きで記載した。

2. ※は平成18年度新たに実施したものの。

支部別体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況

支部	実施日	場所	目的・主な内容	参加学生人数
北海道支部	11月25日(土)	当別町百年会館 公民館	ー「大学生のマンパワー」～自分のもっと何かできるはず!～ ボランティアへの参加意識の促進、ボランティア活動を通じた地域社会活動意識の涵養及び学生同士のボランティアネットワーク作りの促進を目的として、ボランティア参加の動機付けとしての講演と障がい児や地域の子どものボランティア体験を実践する。	22名
東北支部	10月23日(月) 11月16日(木)	仙台第一国際交流会館 仙台市福祉プラザ	ーあなたがはじめ、継続するボランティアー キャップ・ハンディ体験と、ボランティア活動を行う際の基礎的な知識の履修を行うことにより、「なぜボランティアが必要か」を体験的に理解させ、ボランティア活動を継続して行う環境構築を目指す。	14名
関東甲信越支部	11月18日(土)	AAA倉庫 (埼玉県さいたま市)	ーアフリカ中古衣料支援・AAAアジア・アフリカの活動に触れる!ー 中古衣料選別、梱包のボランティア活動を体験し、人間性豊かなAAAメンバーの体験談等を聞くことにより、支援の必要性、物資の有効活用と自然環境との関連等について参加者の知見を深めることを目的とする。	22名
北陸支部	10月7日(土)	金沢市 「浅野川大橋」周辺	ー金沢の「浅野川」周辺伝統文化エリアの学生ボランティア清掃・交流活動ー 浅野川周辺清掃ボランティア活動を通じて、地域の人々と交流しながら伝統文化に触れ、その価値と保存の重要性を実感し、人々の暮らしとボランティア活動の意義について認識を深めることを目的とする。	26名
東海支部	10月29日(日)	戸田川緑地 (名古屋市港区)	ーみんなで苗木を植え、環境を考える～身体で感じ、ボランティアの第一歩を踏み出そう!～ 環境をテーマに、ボランティア未体験者を対象としたプログラム。学生が植樹ボランティアに参加することで、環境保全の意義を身をもって感じ、セミナーにおいて知識を深め、自然環境への興味と理解し、今後のボランティアを行う契機とする。	39名
京都支部	セミナー及び体験: 8月20日(日) ～8月25日(金)	京都学生支援会館 塔南の園児童館 西陣児童館	ーボードゲームで子どもとあそぼうー ボードゲームという親しみやすい素材を使って子どもと遊ぶボランティア体験をすることにより、地域社会への貢献と学生各々の適性等を認識し、自信のキャリアについて考える機会を提供する。	4名
大阪支部	11月4日(土)	蕎原(そぶら)の森 (大阪府貝塚市)	ー森林保全サポート 里山から学ぶ自然環境保護ー 荒廃した森林を復興させるため、下草刈り・間伐・枝打ち等のボランティアとして実施。この作業を通じて里山保全及び自然環境について考える機会を提供し、ボランティア活動へのきっかけを与える。	17名
中国支部	12月9日(土)	腰細浦海岸、包ヶ浦 自然公園	ー宮島腰細浦海岸清掃活動ー 海岸清掃活動のボランティアの体験後、環境問題及びボランティアについての心構え等の講義により、環境に対する意識の涵養とボランティア意識の動機付けを図る。	22名
四国支部	11月26日(日)	愛媛大学総合情報メディアセンター	ー得意技を持つ学生の育成 IIー 平成17年度に実施した「得意技を持つ学生ボランティアの育成」の第二弾として、障がい者とのふれあいを通じて具体的な対応と介助実技を学ぶ。講演、分科会、入所者との交流体験、車いす・ガイドヘルプ実習等で構成。	55名
九州支部	12月2日(土)	福岡市中央区警固公園 周辺及び福岡市NPO・ボランティア交流センター	ー消しゴム隊(落書き消し活動)ー 学生に公共物や民間施設の壁などの落書きを消す「落書き消し」を体験させ、事後講習会を実施することにより、環境美化意識の向上を図り、ボランティア活動の意義を考える。	45名
	10月25日(水) 10月29日(日)	大分市市営陸上競技場 内及びマラソンコース沿道	ー大分国際車いすマラソン大会でのボランティアー 国際車いすマラソン大会の交通整理などのボランティアを行うに当たって、ボランティア経験談や車いすアスリート等の話など大会事前研修を実施し、車いすマラソン大会の意義を考えると同時に、ボランティア参加意識の向上を図る。	43名
合 計				309名

障害学生修学支援関係セミナー等実施状況

名称	期日	会場	参加者	対象者	内容
障害学生修学支援 コーディネーター養成講座 (京都)	8月24日 8月25日	日本学生支援機構 京都支部	11人	①京都・大阪 地区の大学・ 短期大学及び 高等専門学校 に勤務する学生 生活担当の 事務系職員 ②半年以上の 障害学生支援 実務経験者	○大学等における障害学生の修学支援に関わる専門的な知識と技能を持つ「障害学生修学支援コーディネーター」を講師とする養成講座 講座 第1日目 ①障害学生修学支援コーディネーターとは ②支援業務（入試対応、障害学生支援、支援学生支援） 第2日目 ②支援業務（続き：支援学生支援、教員支援） ③庶務に関する業務（管理・運営、施設改善、連絡調整） ④広報
障害学生修学支援セミナー (九州・沖縄・中国・四国 地区)	9月 6日	明治安田生命福岡 ビル	41人	九州・沖縄・ 中国・四国地 区の大学・短 期大学及び高 等専門学校に 勤務する学生 生活担当の事 務系職員	講演 ①障がい学生への我が校の取り組み 聴覚障がい学生と共に～ノートテイクから生まれた笑顔～（沖縄大学） ②障害学生への我が校の取り組み 福岡教育大学の取り組み（福岡教育大学） 特別講義 はじめて障害学生を受け入れるにあたって
ノートテイク養成研修会 (仙台)	6月10日	東北福祉大学	28人	(初心者編) 宮城県内の大 学・短期大学 において聴覚 障害学生の ノートテイ カーとして支 援活動に従事 している(予 定含)学生 (経験者編 :12月10日) 初心者編の条 件に加え、支 援活動歴1年 を超える程度 の者	○拠点校である宮城教育大学及び筑波技術大学、 仙台地区の関係大学、関係団体との連携の下に実施
	6月24日	仙台市戦災復興 記念館	14人		<初心者編> 講義 ・聴覚障害と情報保障について ・情報保障の手段の紹介 疑似体験 ・聴覚障害学生の情報バリアのシュミレーション 体験 実技 ・ノートテイク技術の習得（要約技術の習得）
	11月23日	仙台市戦災復興 記念館	9人		講義 ・ノートテイクとしてのマナー 質疑応答
	12月10日	日本学生支援機構 東北支部	21人		<経験者編> ガイダンス ケーススタディ グループ別討議 質疑応答
障害学生修学支援セミナー (全国)	3月 1日	東京国際交流館 プラザ平成	132人	全国の大学・ 短期大学・高 等専門学校及 び機関に勤務 する学生生活 担当の事務系 職員	講演 ①早稲田大学における障がい学生支援について ～支援室設置の経緯と現状～ ②東京学芸大学の取り組みと向かうべき姿 障害種別分科会 講座 はじめて障害学生を受け入れるにあたって シンポジウム 「聴覚障害学生への英語教育～内容と方法～」 基調講演 ・聴覚障害学生にどのような内容と方法で英語の 授業を行うか（日本福祉大学） 授業紹介 ・バイキング方式のカリキュラム（仙台大学） ・筑波技術大学の外国語教育（筑波技術大学）

借入金、運営費交付金及び国庫補助金等の状況（実績）

1 借入金

(1) 政府借入金及び償還免除額(無利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
政府借入金	101,284	91,360	81,336	△ 10,024
償還免除額	8,277	7,255	7,337	82
機構移行に伴う 償還免除額	64,136	-	-	-
借入残高	2,078,028	2,162,133	2,236,132	73,999

(2) 財政融資資金借入金及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
財政融資資金 借入金	306,700	337,100	347,300	10,200
償還額	43,306	56,026	69,046	13,020
借入残高	1,507,962	1,789,036	2,067,290	278,254

(3) 日本学生支援債券及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
日本学生 支援債券	76,000	110,000	117,000	7,000
償還額	-	-	-	-
借入残高	203,000	313,000	430,000	117,000

(4) 民間からの借入金及び償還額 (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
借入金	0	0	0	0
償還額	134	134	134	0
借入残高	820	686	552	△ 134

2 運営費交付金

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
運営費交付金	23,006	22,704	21,963	△ 741

3 施設整備費補助金

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
施設整備費補助金	-	0	119	119

4 政府交付金

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
政府交付金	-	9,126	18,963	9,837

5 国庫補助金等

(1) 国庫補助金 (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
国庫補助金	1,051	1,036	1,711	675

(2) 利子補給金 (単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
				対前年度比較増減
利子補給金	9,737	8,923	9,533	610

[参考] 事業資金内訳等の推移 (実績)

区 分		平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
事 業 費	第 一 種 学 資 金	百万円 (4.3%) 248,757	百万円 (1.4%) 252,245	百万円 (0.1%) 252,424
	第 二 種 学 資 金	(19.5%) 411,170	(15.0%) 472,746	(12.0%) 529,363
財 源 等	一 般 会 計 借 入 金	(6.6%) 101,284	(△9.8%) 91,360	(△11.0%) 81,336
	財 政 融 資 資 金 借 入 金	(34.8%) 306,700	(9.9%) 337,100	(3.0%) 347,300
	日 本 学 生 支 援 債 券	(24.6%) 76,000	(44.7%) 110,000	(6.4%) 117,000
	貸 付 回 収 金	(7.0%) 233,768	(13.3%) 264,796	(8.9%) 288,435
利 子 補 給 金	(0.1%) 9,737	(△8.4%) 8,923	(6.8%) 9,533	
国 庫 補 助 金	(△90.5%) 1,051	(△1.4%) 1,036	(65.2%) 1,711	
当 期 利 益 金	1,407	4,673	565	
総 資 産	(12.5%) 3,859,929	(12.4%) 4,337,487	(10.9%) 4,809,267	

(注)上段()内は、対前年度比較増△減率である。